

長野県住生活基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年5月7日

建設部建築住宅課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県住生活基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的

長野県（以下「県」という。）が策定した住生活基本法に基づく長野県住生活基本計画について、現計画（計画期間：平成28～令和7年度）が5年を経過したことや住宅施策を取り巻く環境の変化から計画を見直すとともに、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく長野県高齢者居住安定確保計画、及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく長野県賃貸住宅供給促進計画を内包した計画を策定するため、基礎調査や各種検討等の支援を行うものです。

(3) 業務内容

別添仕様書（案）のとおり

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性があります。契約後の変更につきましては、その都度協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

①業務の内容

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）、現長野県住生活基本計画、しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）、住宅・土地統計調査等の各種統計調査結果等を踏まえ、県の住宅施策を取り巻く状況・課題及びその解決方法等について、「信州らしさ」の観点を入れつつ、以下の視点で貴社の考えを提案してください。

- ・2050ゼロカーボン社会の実現
- ・住まい方への大きな潮流の変化を踏まえた対応
- ・多様な世代がささえあうコミュニティの形成

②業務の実施体制

業務の実施体制と社内のバックアップ体制や、県窓口との連携方法

③業務についての経験

管理技術者、担当者等について、本業務に活かすことができると考える過去の業務実績（平成23年度以降に業務完了となったもの）

④業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

県内全域

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和4年3月15日まで

(8) 費用の上限額

6,798,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 管理技術者として技術士（建設部門のうち選択科目が「都市及び地方計画」）を配置できること（公告日現在において当該資格を有している者に限る。）。
- (9) 過去10年以内に国、都道府県又は政令市からの委託を受けて、住宅施策の策定に係る業務を履行した実績を有していること。（平成23年度以降に業務完了となったもの）

3 参加申込書の作成・提出

本公募に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書及び参加要件具備説明書類総括書に必要な書類を添えて(5)②の提出先に提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書及び参加要件具備説明書類総括書の作成様式
様式第3号及び様式第3号の附表によります。
- (2) 誓約書の作成様式
任意様式によります。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
様式第3号の附表の注意書きのとおりです。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野字幅下692-2
 長野県 建設部 建築住宅課 建築企画係
 (担当 泉 尚武)
 電 話 026-235-7339
 F A X 026-235-7479
 メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和3年5月12日(水)正午まで
 (土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の
 休日をいう。以下同じ。】
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とします。
 ただし、郵送の場合は提出期限までに建築住宅課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査
 応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項
 - ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)①)の3日前までに、書面により建築住宅課長から通知します。
 - ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により建築住宅課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
 - ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (8) その他の留意事項
 - ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和3年5月17日(月)午後5時まで(必着)
(土曜日、日曜日及び休日*は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 建築住宅課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務
手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年5月20日(木)までに長野県公式ホ
ームページで公表します。
企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対
してはFAX又はメール等により回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

- ① 企画提案書(様式第8号)
- ② 企画書
ア A4版(縦)の任意様式
イ 別添「仕様書(案)」に留意すること。
ウ 企画提案書は1者1提案とする。
- ③ 業務に要する経費見積書
- ④ 委託業務に係る体制(業務の一部を再委託する場合はその体制も含む)、作業スケジュール及び過去の実績の概要(②に含めることも可)
- ⑤ 会社概要またはパンフレット(写し可)

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再
委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。
ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年5月24日(月)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部(原本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに建築住宅課に到達したものに限り、
郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認し
てください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の内容 (60点)	長野県の住宅施策を取り巻く状況及び課題を的確に把握しているか	15
	課題解決に結びつく提案であるか	15
	独創性、先見性の高い提案であるか	15
	業務に対して取組意欲の感じられる提案であるか	15
2 業務の実施体制 (15点)	業務を適正かつ確実に遂行できる実施体制となっているか	15
3 業務についての経験 (15点)	業務に活かすことのできる過去の業務実績があるか(過去10年間)	15
4 業務に要する経費及びその内訳 (10点)	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか	10
合計		100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合には選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和3年5月27日(木) 長野県庁西庁舎1階 110号会議室(予定)
(時間は各参加者へ個別に連絡します。)
※新型コロナ感染拡大防止のため、Web会議方式等により実施する場合があります。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により建築住宅課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により建築住宅課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、建築住宅課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により建築住宅課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により建築住宅課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、建築住宅課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。